

令和3年2月25日付
(令和3年3月30日更新)

令和3年度 鳥取県弓道連盟主催・関係事業
新型コロナウイルス感染症の感染防止対策と事業開催判断基準（案）

この感染防止対策および判断基準は、新型コロナウイルス感染症の流行状況等にあわせて適宜更新することとし、全弓連発（令和2年7月16日付）「新型コロナウイルス感染防止対策弓道ガイドライン」および（令和2年9月7日付）「新型コロナウイルス感染防止対策に関する地方審査会事業運営ガイドライン」と合わせて運用する。

関係者全員が「入館時の体温測定」、「3密を避けるための換気・入場制限」、「手洗い消毒管理の徹底」、「行射時以外でのマスク着用」、「安全と熱中症対策及び寒冷対策」の5つを厳守すること。

1 開催前

- (1) 参加者は新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をスマートフォンまたはモバイルデバイスにインストールしてセットアップすることを強く推奨する。
- (2) 道場の感染防止対策定員を超える場合には、参加人数の制限をおこなう場合がある。
- (3) 参加者（選手、運営委員、審判委員、観客すべて）は、事業実施2週間前からの体調管理（過去2週間前以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、緊急事態宣言発令地域、感染拡大地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がないこと等）を行い、当日受付での健康チェック表の提出を義務化する（提出のない者は参加を認めない）。
- (4) 使用する施設は全面貸切とする（半面使用などはしない）。参加者以外の入場・入室、観客席の使用等は認めない。見学も原則禁止する。

2 入館時

- (1) 入館時には、弓道場入口に設置された消毒用アルコールで、手指の消毒を実施する。
- (2) 参加者は少しでも体調に違和感（風邪症状、喉痛、鼻水、発熱、腹痛、味覚障害など）があれば事業に参加しない。
- (3) マスク着用を徹底する（行射時以外、マスクを忘れた場合は買いに行くか、用意できない場合は参加させない）。
- (4) 事業当日の会場での検温実施（37.5℃以上の者は参加を認めない）。
- (5) 更衣室での密を避けるため、なるべく弓道衣、和服は着用してることが望ましい。私服で来た場合は密を避け、会場の更衣室利用定員を守って利用するか、参加人数が多い場合は更衣室を別途準備、道場での着替えも認める。

3 受付時

- (1) 受付担当者はマスクの着用およびフェイスシールド着用または飛沫防止用のアクリル板、ビニール等を設置した状態で行うことを推奨する。
- (2) 参加者（選手、運営委員、審判委員、観客すべて）は、事業実施2週間前からの体調管理を行い、「令和3年度版鳥取県弓道連盟新型コロナウイルス感染症対策健康チェック表」を当日受付で提出する。

4 弓道場内（控等含）での注意事項

- (1) 3 密の回避（会場は事業参加者以外立ち入り禁止（道場の全面を専用、貸し切りとする）、的間隔は 2 メートル以上、極力人との間隔も 2 メートル以上とる、控えなどで不必要な会話、大声での会話はしないなど）。弓道具は分散させて置き、1 か所にかためて置かない（外に控えを作るなど工夫する）。
- (2) 会場にアルコール消毒液を設置（県弓連で購入）し、入口、矢取道の出入口などでそのつど手指、矢などの消毒に使用する。
※会場設置の消毒用アルコールは事業実施時のみ使用し、事業終了後は弓道場等で保管する。
- (3) プッシュ式ハンドソープ（県弓連で購入）を使用し、こまめな手洗いの励行（マイタオルを持参し、設置されているもので拭かない）。
※ハンドソープは事業実施時のみ使用し、事業終了後は弓道場等で保管する。
- (4) マスク着用を徹底する（行射時、食事等以外はマスク着用を徹底）。
- (5) 巻藁使用時は密にならないよう、並ぶ際には間隔（おおむね 2 メートル）を十分にとる。参加人数によっては、巻藁の使用中止の措置をとる。
- (6) 自分以外の矢取りを行う場合には、ゴムまたはビニール製などの手袋を着用し、他人の弓具に不用意に触れないよう配慮する。

5 開・閉会式

- (1) 集合する開会式、矢渡し、演武、納射は原則として実施しない。
- (2) 実施する場合は、人と人との間隔を十分とれるよう、矢道の使用や密にならない広い場所の利用、矢渡しの観覧は観客席、モニター観覧などにより密を防いだ状態を確保できることを条件とする。
- (3) 閉会式については、原則として入賞者だけの参加とする。

6 競技等

- (1) 入場前の控え（第 1 控、第 2 控等）では、消毒の手間を減らすため、机・いすは極力使用しない。使用した場合は、坐った選手が入れ替わるごとに消毒を実施する。いすを置く場合は、控えは背中合わせに 2 列までとし、可能な限り間隔（最低 1.5m）を取る。
- (2) 選手は入場時にマスクを取り、退場後にマスクを着けることを徹底する。入場時にマスクは控えでビニール袋に入れ、退場後に各自で取りすみやかに着用する。
- (3) 矢取りは使い捨て手袋（ゴムまたはビニール製（県弓連で購入））を着用し、使用後は破棄する。進行も矢処理時や競射時には同様に手袋を着用し、他人の弓具を素手で直接触れないようにする。手袋の着用ができない場合は、矢取り前に手指消毒、矢取り後に矢の消毒を徹底する。
※使い捨て手袋は事業実施時のみ使用し、事業終了後は弓道場で保管する。
- (4) 的的中記録を記載する者は、記録時に使い捨て手袋を着用するか、使用した筆記用具等をその都度消毒する。机・いすを使用した場合は、人が入れ替わるごとに消毒を実施する。
- (5) 参加者の数が弓道場の利用定員をこえる場合は、弓道場内にいる人数を把握し、定員を超えないように人数をコントロールする。
- (6) 応援、矢声等は禁止する。
- (7) 審判委員席は互い違いにし、席の間は可能な限り広く取り、アクリル板等で間仕切りを行う。間仕切りできない場合は、審判委員席への人数制限をする等の処置をとる。

- ・(参考) 2020 年 12 月 28 日 [特措法に基づく鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部\(第 54 回\)](#)決定

※2 「発令期間」の終期を、「(1)(2)がいずれも基準を下回った日」に修正。

- ・(参考) 2021 年 1 月 8 日 [特措法に基づく鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部\(第 60 回\)](#)決定

(1) 中止する条件

- ①事業実施期間に鳥取県内に政府の緊急事態宣言が発令されている地域がある場合。
- ②事業に利用する施設所在圏域に「鳥取県版新型コロナ警報」の警報および特別警報が発令されている期間にあたり、施設を区域外に変更できない場合。
 - (例 1) 東部、西部とも発令期間にあたった場合。
 - (例 2) 利用施設のある西部で発令され、東部の施設が別の事業等があり利用できない場合。
- ③事業に利用する施設が新型コロナウイルス感染防止対策のため、休館等で利用中止となり、利用施設変更もできない場合。

(2) 開催する条件

- ①鳥取県内に政府の「緊急事態宣言」が発令されていない場合。
- ②事業に利用する施設所在圏域に「鳥取県版新型コロナ警報または特別警報」が発令されていない場合。
- ③事業に利用する施設所在圏域に「鳥取県版新型コロナ警報」の注意報が発令されている期間の場合。
- ④前日まで発令がないまたは②のとおりで、当日に警報または特別警報に切り替わったが、利用施設が休館等で利用中止となっていない場合。

(3) 中止判断時の連絡方法について

- ①申し込みのあった支部事務局に県弓連事務局から中止連絡を伝える。または個人該当者に連絡をとる。
- ②県弓連の「鳥すぽ.net」および「公式 Facebook」、「公式 Twitter (令和 3 年度新規開設予定)」メール等でも迅速に周知する。

(修正履歴)

- ・ 2021.3.30 (8 (2) を修正)